

## A 教材制作・利用に関する契約書(案)

清風情報工科学院（以下「甲」という。）と、\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、乙の従業員が執筆した日本語教材「A教材」（以下「本教材」という。）の利用に関し、次の通り契約を締結する。

### 第1条(保証)

1. 乙は、甲に対し、本教材が適法に制作されていることを保証する。
2. 乙は、甲に対し、本契約締結に関する完全な権限を有していることを保証する。

### 第2条(目的)

甲は乙に対し、\_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日に締結した業務委託契約書第\_\_条に基づき、以下に定める条項に従い、本教材の利用に関して第3条の権利を許諾する。

### 第3条(許諾の範囲)

1. 乙は、本契約に基づき、次の各号に掲げる行為をすることができる。
  - ①本教材を利用する際には著作者名「A教材プロジェクト」と表記する。
  - ②本教材に付与した CC ライセンス「CC-BY-NC-SA」表記を必ず表示する。但し、学生から教材印刷代として受領するものを除く。
  - ③乙の学校内に限り、本教材を自由に利用することができる。
  - ④本教材の改変においては、開発メンバーを明示するページ以外は自由に行うことができる。
- 2.本教材を出版するにあたり、甲は、丙(\_\_\_\_\_)に出版権を設定する。

### 第4条(著作権使用料)

1. 甲は、乙に対し支払う著作権使用料は\_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日に締結した業務委託契約書第\_\_条の設定額を含むものとする。
2. 丙が本教材を出版する際、乙への新たな著作権使用料は発生しない。

### 第5条(乙の義務)

1. 乙が本教材を利用することによって得た情報は、本教材開発メンバーで共有する。
2. 乙が本教材を利用することによって得た情報を、丙が本教材を出版する際に利用することを許諾する。

### 第6条(権利帰属)

本教材の著作権（著作権法 27 条および同 28 条に定める権利を含み、これらに限られない）およびその他の知的財産権は、\_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日に締結した業務委託契約書第\_\_条に基づき、甲に帰属する。

### 第7条(クレジット表示)

- ①乙は、本教材の利用にあたり、下記の著作権表示をさせるものとする。

本教材名「A教材」（仮）  
著者名 A教材プロジェクト  
CC ライセンス CC-BY-NC-SA

- ②丙が、本教材を出版する際には、下記の著作権表示をさせる物とする。  
著者名 \_\_\_\_\_

但し、著者ページを付属させ、開発メンバーを明示することとする。

#### 第8条（守秘義務）

甲および乙は、互いに本契約締結によって開示を受けまたは知り得た相手方のいかなる秘密情報も、相手方の事前の書面による承諾なくして、第三者に開示または漏洩してはならない。

#### 第9条（契約の解除等）

1. 甲または乙は、相手方が次のいずれかの一つに該当する場合には、相手方の期限の利益を喪失させることができ、また、本契約を直に解除することができる。
  - ①乙の責に帰すべき理由により、乙が配給業務を契約の期間内に履行する見込みがないと認められる場合
  - ②本契約、原契約または法令に違反した場合
  - ③本契約または原契約の履行について不正な行為があった場合
  - ④破産、民事再生、会社更生、特別清算等の申し立てがあった場合
  - ⑤手形の不渡り、主要財産の差押、仮差押、仮処分等、財産状態が悪化し経営状態を不安ならしめる事実が発生した場合
  - ⑥会社解散の決議がなされた場合
  - ⑦会社の支配の変動・移転、株式移転、会社分割、合併その他包括承継を行った場合
  - ⑧甲の行為が乙の配給業務に著しい支障を及ぼした場合
  - ⑨役員・従業員（相手方の業務に従事する者を含む）が暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団その他これらに準じる者またはこれらの者と密接な関わりを持つ者であることが判明した場合、あるいは自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える不当な要求行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害行為その他これらに準じる行為を行った場合
2. 前項の規定により契約を解除する場合は、甲または乙は、それぞれ相手方に対し書面をもって通知しなければならない。
3. 本条による契約の解除は、損害賠償の請求を妨げない。

#### 第10条（権利の移転・再委託）

乙は、甲の事前の書面による承諾なしに、本契約上の地位及び本契約に定める権利義務の一切を第三者に貸与または、譲渡、承継もしくは担保に供する等により処分をしてはならない。

#### 第11条（合意管轄）

本契約に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 12 条（協議事項）

本契約に定めのない事項および契約の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し、対処する。

以上、本契約締結の証として、本契約書 2 通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

年 月 日

甲：

清風情報工科学院  
理事長

印

乙：

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

